

## ○ 秦野市契約規則（抜粋）

（見積書を徴する場合）

第 31 条の 2 政令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定により随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、随意契約執行通知書（第 90 条に定める第 8 号様式をいう。）により主な契約条項その他見積りに必要な事項を通知し、2 者以上から見積書（同条に定める第 9 号様式又は第 10 号様式をいう。以下同じ。）を徴取し、見積調書（同条に定める第 11 号様式をいう。）を作成しなければならない。

[第 90 条] [第 8 号様式] [第 9 号様式] [第 10 号様式] [第 11 号様式]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、1 者から見積書を徴取することにより、随意契約の方法で契約を締結することができる。

(1) 予定価格が次条第 1 号に規定する金額を超える場合で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に規定する金額以内の契約を締結するとき。

ア 工事又は製造の請負契約（印刷を含む。） 300,000 円

イ 調査、測量、設計、監理、保守管理、清掃その他の委託契約及び賃貸借契約 200,000 円

ウ 原材料の調達 100,000 円

エ 物件供給契約又はその他の契約 50,000 円

(2) 災害の復旧又は予防等緊急に執行する必要があるときで、次の範囲の契約を締結するとき。

ア 堤防崩壊、道路陥没等の応急工事

イ 電気、機械設備等の故障に伴う応急工事

ウ 災害の未然防止のための応急工事

エ 災害の復旧又は未然防止を目的とする資材の購入又は委託業務

(3) 物品の買入れ又は借入れで、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができるとき。

(4) 入札又は再度の入札において、落札者がいないとき。

(5) 特定の者のみが有する技術、特許、資格、知識、経験等を特に必要とする場合で、その者により施行しなければならないとき。

(6) 内容、履行場所等が現在履行中の前契約と密接な関係にあり、同一業者に履行させることが工期、経費、安全及び円滑な施行上有利であると認められるとき。

（昭 57 規則 32・一部改正・旧 31 条繰下、昭 63 規則 15・平 2 規則 15・平 10 規則 11・全部改正、平 11 規則 12・平 18 規則 4・平 19 規則 16・一部改正）